

令和2年度答申第1号
令和2年9月4日

松戸市消防局
消防局長 小川 直康 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 土岐 寛 印

個人情報非訂正等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成31年2月18日付け松消企第108号をもって諮問のあった個人情報非訂正等決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

るを得ない。処分庁による個人情報非訂正等決定権限の濫用である。
キ 本件処分は、理由附記の点でも不備があり、処分の取消は免れない。

4 処分庁の主張及び説明要旨

本件処分に関する処分庁の主張及び説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件個人情報について

本件訂正等請求の対象となった個人情報は、本件開示請求①に対し、同年7月13日付け松消企第〇〇号により一部開示決定した文書及び本件開示請求②に対し、同年8月8日付け松消企第〇〇号により一部開示決定した文書に記録された消防局消防企画課が保有する個人情報である。

(2) 個人情報の利用停止・消去請求について

条例第11条の2第1項は、「何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録（略）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。」と規定している。

ア 本件個人情報を適正に収集したこと（条例第11条の2第1項第1号に該当しないこと。）。

消防局消防企画課では、審査請求に係る手続の記録として、本件文書に、審査請求人が提出した審査請求書、反論書等から把握した情報を記載し、それらを添付して保管している。したがって、本件個人情報は、審査請求が行われた結果として適正に収集したものであり、請求人以外の者から直接収集したものではない。

イ 本件個人情報を目的外に利用していないこと（条例第11条の2第1項第2号に該当しないこと。）。

アに述べたとおり、消防局消防企画課では、本件文書を、審査請求に係る手続を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲で保管しており、本件個人情報を利用目的以外の目的のために、利用し、又は提供していない。

ウ 特定個人情報は含まれていないこと（条例第11条の2第1項第3号及び第4号に該当しないこと。）。

本件個人情報には特定個人情報は含まれていない。

(3) 個人情報の提供停止請求について

条例第11条の2第2項は、「何人も、この条例の規定により開示を受け

法令の根拠がある。

消防局では情報公開、個人情報の開示、審査請求等については、これらに関する条例のほか、消防組織法、地方自治法、地方公務員法、行政組織条例、行政手続条例、事務分掌規則等に基づき事務を行っているところ、そのうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3は、執行機関の組織について、「1 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。」と規定する。

また、松戸市行政手続条例（平成8年条例第16号）第11条第2項は、複数の市の機関が関与する処分について、「一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の市の機関が関与する場合においては、当該複数の市の機関は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。」と規定する。

以上の規定からすると、複数の市の機関の間で相互に連絡することについては、法令の根拠があり、担当部署としても事務の円滑な遂行のため、他の機関における情報を必要な範囲内で確認することは、問題はないものとする。

5 審議会の判断

当審議会は、本件に関し提出された一切の資料に基づき、次のとおり判断する。

（1）条例の規定について

条例第1条は、条例の目的について、「この条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もつて市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。」と規定する。

条例第2条は、用語の定義について、「(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別ができるもの(ほかの情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ 個人識別符号が含まれるもの」、及び「(5) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。」と規定する。

次に、条例第6条は、個人情報の収集の規制について、

「1 市の機関は、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らかにして、当該個人から直接これを収集しなければならない。

- (1) 個人情報の保管等に係る業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の内容
- (4) 法令に基づくものは、その根拠規定
- (5) その他市長が定める事項

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を当該個人以外の者から収集することができる。

- (1) 法令に定めのあるとき。
- (2) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (3) 緊急やむを得ないとき。
- (4) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 市の機関は、前項第3号又は第4号の規定により当該個人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかに当該個人に通知しなければならない。」と規定し、

条例第7条は、個人情報の利用及び提供の規制について、

「市の機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を利用目的以外の目的のために利用するとき又は当該市の機関以外のものに提供するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人の同意を得なければならない。

- （１）法令に定めのあるとき。
- （２）会計又は業務監査のため必要とされるとき。
- （３）人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ないと認められるとき。
- （４）その他公益上特に必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。」と規定する。

また、条例第 11 条の 2 は、個人情報の利用停止等について、

「1 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。

- （１）第 6 条の規定に違反して収集されているとき。
- （２）第 7 条又は第 7 条の 2 の規定に違反して目的外利用されているとき。
- （３）番号法第 20 条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- （４）番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録が第 7 条又は第 7 条の 2 の規定に違反して提供されていると認められるときは、当該市の機関に対し、当該記録の提供の停止の請求をすることができる。」と規定する。

（２）検討すべき個人情報について

ア 条例第 11 条の 2 は、条例の規定により開示を受けた個人情報の記録について、開示した市の機関に対する利用の停止等の請求を認めるものである。

請求の趣旨により審査請求人が利用停止等を求めている個人情報のうち、「平成 30 年 8 月 8 日付け松総行第〇〇〇号、松会第〇〇号、松政広

集していることは、条例第6条に違反するものである。

(4) その他の違反等について

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

(5) 小括

以上のおり、審査請求人の請求のうち、「平成30年8月8日付け松総行第〇〇〇号、松会第〇〇号、松政広第〇〇条、松教生企第〇〇〇号及び松監第〇〇号により特定された情報」に係る請求については不適法であるが、「平成30年4月16日起案の「審査会諮問通知書に係る抗議及び質問の件での回答書及び質問書」の「3 その他」の「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」という情報」の削除を求める請求については、理由があると認められるため、処分庁は、平成30年9月5日付け個人情報非訂正等決定処分（松消企第〇〇号）を取り消し、松消企第〇〇号起案文書中「3 その他」の項の「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」という文言による個人情報を消去すべきである。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のおりである。

審議会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-----------------|
| 平成31年 2月18日 | 諮問書の受理 |
| 令和 元年12月 9日 | 第1回審議会（諮問の報告） |
| 令和 2年 1月29日 | 第2回審議会（審議・理由説明） |
| 令和 2年 2月28日 | 第3回審議会（審議） |
| 令和 2年 7月 2日 | 第4回審議会（審議） |
| 令和 2年 7月31日 | 第5回審議会（審議・意見陳述） |
| 令和 2年 9月 4日 | 第6回審議会（審議） |